

令和8年度真鶴町子ども食堂運営支援事業費補助金募集要項

子どもの健やかな成長を育むとともに、子ども同士の交流を目的とした食堂（以下「子ども食堂」という。）を開設して食事の提供等を行うことにより、さまざまな困難を抱える子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進するため、子ども食堂を実施する団体に対して、運営費の一部を補助します。

1 補助対象団体

法人その他の団体で次の要件をすべて満たす団体です(法人格の有無は問いません)。

- ・定款、会則等を有すること。
- ・公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。
- ・町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ・法令違反をしていないこと。

2 補助要件

補助対象となるのは、町内で子ども食堂を開設して食事の提供等を行い、次の要件をすべて満たす事業です。

- ・子ども食堂を継続的に月1回以上(開設後から開設月を含め3月までの月数分以上)開設すること。
- ・補助事業完了後(少なくとも1年間)も子ども食堂の運営を継続する見込みがあること。

注：次の要件に該当する場合は対象外となります。

- ・公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがある事業
 - ・宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とする事業
 - ・営利を目的とする事業
 - ・既に国、地方公共団体等から補助金、助成金、給付金等を受けている事業※
- ※補助事業に係る経理とその他の事業の経理を区分し、収支を明らかにできる場合は対象になります。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する事業に要する経費で、以下の表に掲げる経費です。

補助金の交付決定日より前に実施した事業も、上記の期間内に実施した事業であれば、本補助金の対象となります。

補助対象経費	食糧費、謝礼金（交通費を含む。）、使用料、賃借料、光熱水費、印刷製本費、消耗品費、保険料等事業の実施する上で必要と認められる経費
--------	--

※次に掲げる経費は対象外となります。

- ・団体の構成員の賃金及び役員報酬、事務所の維持管理費及び借上費等団体運営に係る経費
- ・団体の構成員の親睦等のための会合及び会議の開催に係る経費及び飲食に係る経費

4 補助対象限度額

子ども食堂1か所につき10万円を限度とします。支出額(食材費などの運営費)から収入額(料金や寄付金など)を控除した額(実支出額)が補助限度額を下回る場合は、実支出額が補助額となります。

5 応募方法

申請書類は、健康こども課（こども家庭センター窓口）で配布、または町ホームページよりダウンロードできます。申請書類に必要事項を記載いただき、令和8年6月30日(火曜日)午後5時15分までに健康こども課（こども家庭センター）へ提出してください。

【提出書類】

- ・補助金等交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・営業許可証、給食届の写し等小田原保健福祉事務所への手続きがわかるもの（該当する場合のみ）
- ・食品衛生責任者の資格を証明するものの写し（該当する場合のみ）
- ・団体の会則等、構成員名簿、その他団体の概要が分かる書類(様式は問いません)
- ・誓約書

6 審査・交付決定

提出いただいた資料をもとに、審査を行い、補助金額を決定します。審査の結果、減額又は不交付になる場合もあります。

補助金交付団体及び補助金額を補助金交付決定通知書により通知します。

7 事業の変更・中止

補助金交付決定後の事業変更や中止については、あらかじめ真鶴町の承認が必要です。事前に健康こども課（子ども家庭センター）へご相談ください。

8 報告

補助事業を完了した日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

【提出書類】

- ・補助事業等実績報告書(様式第5号)
- ・補助対象経費に係る領収証等の証拠書類(日付、宛名、領収者、品物名の記載が分かるもの、団体名義によるクレジットカード利用の場合は利用明細書の写しなど)
- ・金銭出納簿
- ・加入した傷害保険(ボランティア保険)が確認できる書類
- ・写真など事業の実施状況が分かる書類

9 支払

補助金の精算は実績報告を終えた後となりますが、事業の目的を達成するため、補助金は交付決定後にお支払いします。※予算上限に達し次第終了とする場合があります。

10 交付決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の取消しを行う場合があります。なお、既に交付されているときは、返還を求めることがあります。

- ・補助金をほかの用途に使用したとき
- ・補助金の交付決定の内容又は交付決定の際に付した条件等に違反したとき
- ・法令等に違反したとき
- ・補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき

11 情報提供

補助事業に関する情報提供のため、資料の提供や会議への出席をお願いすることがありますので、その際にご協力をお願いします。

12 保健所等への相談

子ども食堂の開設に当たっては、食品衛生法等における営業許可や届出が必要な場合があります。補助金の申請前に、小田原保健福祉事務所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受けるなど、衛生管理を行ってください。

●小田原保健福祉事務所 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 電話:0465-32-8000

13 その他

上記のほか以下の事項にご協力ください。

- ・食物アレルギーのある子どもや保護者に配慮した運営を行うこと。
- ・支援が必要な子どもや保護者については、必要に応じ支援機関につなぐ等の対応を行う事。
- ・個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、事業を実施する上で知り得た個人情報第三者に漏らさないこと（事業終了後も同様とする）。